

電子書籍・電子雑誌

の収集にご協力をお願いします



国立国会図書館では、紙の本だけではなく、電子書籍・電子雑誌（オンライン資料）も文化的財産として収集・保存しています。

このたび、国立国会図書館法が改正され、2023年1月から民間で出版・公開された有償または DRM（閲覧・記録等についての技術的な制限）ありのオンライン資料の納入が発信者に対して義務付けられました。無償かつ DRM なしのオンライン資料は 2013 年から納入が義務付けられています。

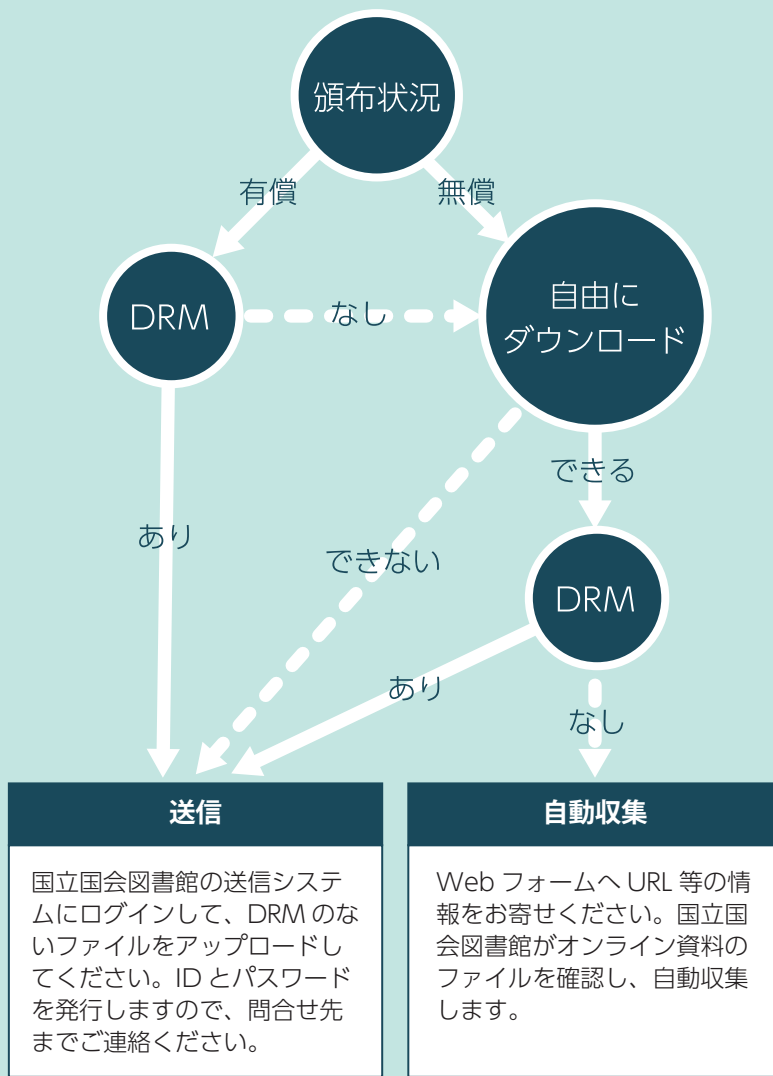
本制度の趣旨をご理解いただき、みなさまのご協力をお願いいたします。

納入義務者は？

- ・納入義務者は、オンライン資料をインターネット等により広く公衆に利用可能とし、または送信した者です。
(国立国会図書館法第 25 条の 4)
- ・出版者（出版社等）と頒布者（電子書店等）が異なる場合には、原則として出版者です。

納入するには？

オンライン資料は、下図の「送信」または「自動収集」の方法で納入できます。DRM ありで流通している資料は、DRM を付していない状態のファイルを納入してください。いずれの方法でも納入できない場合は、問合せ先までメールでご連絡ください。



収集したオンライン資料は「国立国会図書館デジタルコレクション（電子書籍・電子雑誌）」に収録します。原則として国立国会図書館の施設内の端末で閲覧できますが、権利者から許諾を得られた場合はインターネット公開します。「国立国会図書館サーチ」でも検索を可能とし、販売サイト等へもナビゲートします。

納入義務の対象は？

出版（公開）日に関する要件

無償かつ DRM なしの資料

2013 年 7 月以降に出版・公開したもの

有償または DRM ありの資料

2023 年 1 月以降に出版・公開したもの

※上記以前に出版した資料について、ご寄贈いただける場合はお問い合わせください。

ファイルに関する要件

次のいずれかのコードが付与されている



または

ファイル形式が次のいずれか



⚠ 納入対象外の資料

- ・機密扱いのもの
- ・書式、ひな形その他簡易なもの（パンフレット等）
- ・申込み・承諾等の事務が目的であるもの（電子商取引等）
- ・収集済みの紙の図書・雑誌と同一版面である旨の申出があり、当館が確認したものの
- ・長期利用目的でかつ消去されないもの（機関リポジトリ等）
- ・技術的に収集が困難なもの
- ・公的機関のウェブサイトに掲載されているオンライン資料

お問合せ



〒619-0287
京都府相楽郡精華町精華台 8-1-3
国立国会図書館関西館電子図書館課
online@ndl.go.jp

<https://www.ndl.go.jp/jp/collect/online/>



この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。